

柏都北第 1 9 4 号

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 9 9 条第 2 項後段の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 1 3 3 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 7 7 条第 5 項の規定により、当該通知に係る書類の送付にかえて当該通知の内容を下記のとおり公告します。

令和 8 年 8 月 1 2 日

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業

施行者 柏市

代表者 柏市長 太田 和美

記

1 書類の送付を受けるべき者

市岡 正一

2 通知の内容

平成 3 0 年 4 月 2 5 日付け柏都北第 6 号で指定した仮換地について、使用又は収益を開始することができる日を次のとおり定めましたので、土地区画整理法第 9 9 条第 2 項の規定により通知します。

(1) 対象となる仮換地

街区番号 8 符号 1 地積 2 1 . 4 6 m²

（位置を示す添付図面は省略します。）

(2) 仮換地について使用又は収益を開始することができる日

令和 8 年 9 月 1 日

なお、省略した添付図面を含むこの通知に係る書類は、柏市根戸 1 8 5 4 番 8 にある柏市都市部北柏駅周辺整備課の事務所の掲示板において掲示します。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、柏市を被告として（代表者は柏市長）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。